第十八条の見出し中「第三十条」を「第三十三条」に改め、同条第一項中「第三十条第二項第一号」を「第三十三条第二項第一号」に改め、同条第二項中「認められた義務」の下に「又は和解金債権」を加える。

第十九条第一項中「事業者」を「事業者等」に、「財産的被害」を「財産的被害等」に改め、同条第二項中「財産的被害」を「財産的被害等」に改める。

第二十条の見出し中「第三十一条」を「第三十四条」に改め、同条第一項中「第三十一条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第二項中「第三十一条第一項」を「第三十四条第一項」に、「対象消費者」を「対象消費者等」に改め、同条第三項中「第三十一条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第二十一条の見出し中「第三十三条」を「第三十六条」に改める。

第二十二条の見出し中「第三十五条」を「第三十八条」に改める。

第二十四条の見出し中「第四十条」を「第四十三条」に改め、同条第二項中「第三十一条第六項」を「第三十四条第六項」に改める。

第二十五条の見出し中「第四十一条」を「第四十四条」に改め、同条中「第四十一条第二項」を「第四十四条第二項」に改め、同条第五号中「第三十六条第一項若しくは第六十三条第一項」を「第三十九条第一項若しくは第六十九条第一項」に、「第四十条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十一条第六項」を「第三十四条第六項」に改め、同条第六号中「第四十二条第二項」を「第四十五条第二項」に改め、同条第七号中「第四十三条第二項」を「第四十六条第二項」に改める。

第二十六条の見出し及び第二十七条の見出し中「第四十二条」を「第四十五条」に改める。

第二十九条の見出し及び第三十条の見出し中「第四十三条」を「第四十六条」に改める。

第三十一条の見出し中「第四十四条」を「第四十七条」に改める。

第三十二条の見出し及び第三十三条の見出し中「第四十六条」を「第四十九条」に改める。

第三十四条の見出し中「第四十八条」を「第五十一条」に改める。

第三十五条の見出し中「第五十条」を「第五十三条」に改める。

第三十六条の見出し中「第五十二条」を「第五十六条」に改め、同条中「第五十二条第三項」を「第五十六条第三項」に改める。

第三十七条の見出し中「第五十三条」を「第五十七条」に改め、同条第一項及び第二項中「第五十三条第一項」を「第五十七条第一項」に改める。

第三十八条の見出し中「第五十三条」を「第五十七条」に改め、同条中「第五十三条第一項」を「第五十七条第一項」に改める。

第三十九条の見出し中「第五十六条」を「第六十一条」に改め、同条中「第五十六条第一項」を「第六十一条第一項」に、「事業者」を「事業者等」に改める。

第四十条第一項中「第五十六条第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

第四十一条（見出しを含む。）中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

第四十二条の見出し中「対象債権」を「対象債権等」に改め、同条中「第五十六条第一項」を「第六十一条第一項」に、「対象債権」を「対象債権等」に改める。

第四十三条の見出し中「第六十一条」を「第六十六条」に改め、同条中「第六十一条第一項」を「第六十六条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

2　民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の二の項中「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」を「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に、「第十四条」を「第十五条」に、「第三十条第二項」を「第三十三条第二項」に改める。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

内閣官房令

○内閣官房令第一号

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）第一条第三項、第二条第四項及び別表実務経験等活用官職に係る経験者採用試験の項下欄の規定に基づき、経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和五年三月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令（平成二十六年内閣官房令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（実務経験等活用官職） **第二条**　令第一条第三項に規定する実務経験等活用官職として内閣官房令で定める官職は、次に掲げるものとする。 一　標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職（以下「係長の官職」という。）のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの（第六号及び第七号ロに掲げるものを除く。） ［二～六　略］	（実務経験等活用官職） **第二条**　［同上］ 一　標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職（以下「係長の官職」という。）のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの（第六号及び第八号イに掲げるものを除く。） ［二～六　同上］